

平成28年 10月 3日

第738号

ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)



ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田 良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 山田ビル 1~3階

TEL : 03-3694-6091

FAX : 03-3691-6680

経営力向上計画の認定件数が2ヵ月弱で482件に

中小企業庁はこのほど、中小企業の生産性向上による経営力強化を図る中小企業等経営強化法に基づく中小企業等が策定する「経営力向上計画」の認定件数が、8月24日現在で482件となったことを明らかにしました。

5月24日に成立(7月1日施行)した中小企業等経営強化法では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等が設備投資・人材育成・経営手法改善等に取り組む「経営力向上計画」を策定し、事業所管大臣の認定を受けた場合、金融支援措置のほかに認定計画に基づき取得した一定の経営力向上設備である新品の機械・装置(リースを含む)については、課税年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準額を2分の1とする税制措置が設けられています。

施行後約1ヵ月間(7月29日現在)での認定件数が47件だったことを考えると、この1ヵ月弱で400件以上が新たに認定され、大幅に増加したことになります。

認定事業者の内訳では、製造業が329件と最も多く、以下、医療業78件、情報通信業21件、卸・小売業20件、学術研究、専門・技術サービス業16件、建設業とサービス業(他に分類されないもの)が各7件となっています。

また、地域別で見ると、関東210件、中部94件、近畿91件、九州29件、中国26件、東北14件、四国13件、北海道5件の順で、県別では東京都が72件と最も多いです。

この件はこちらからご確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160902kyoka.htm>